

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和4年（2022年）6月30日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 公共施設等の名称及び立地

事業名：安岡地区複合施設整備事業

事業場所：下関市富任町五丁目地内ほか

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする。

なお、①は移設、②、③、④及び⑤は新設、⑥は改良、⑦及び⑧は解体・撤去する。

- ①安岡支所
- ②図書館
- ③コミュニティ施設（園芸センター機能を含む）
- ④芝生広場
- ⑤都市公園
- ⑥市道（安岡富任26号線、同50号線）
- ⑦園芸センター建物
- ⑧現安岡公民館・支所

2. 選定事業者の商号又は名称

株式会社モア・ザン・グリーン

3. 公共施設等の整備等の内容

【安岡地区複合施設整備事業 事業契約書（抄）】

（本事業の概要）

第6条 本事業は、本事業の実施場所における施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成される。

4. 契約期間

契約成立日（令和4年6月23日）から令和22年3月31日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

【安岡地区複合施設整備事業 事業契約書（抄）】

第11章 契約の終了

（事業者の債務不履行等による契約解除）

第70条 市は、契約期間において、事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者が、別紙2日程表に定める本件業務開始日を過ぎても本件業務を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対し市が満足し得る合理的説明がなされないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により別紙2日程表に定める期間内に公共施設の工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
 - (4) 事業者又は構成員のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者又は当該構成員の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者又は当該構成員の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (5) 事業者が、市に対して虚偽の報告を行ったとき。
 - (6) 事業者が、本事業契約に定める義務に違反し、市が第61条第2項に規定する改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
 - (7) 事業者又は構成員のいずれかが、基本協定書第7条第5項若しくは第6項の事由に該当するとき、又は本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき（談合等の不正行為により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に違反した場合を含むが、これに限らない。）。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは第12章の表明・保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者若しくは構成員のいずれかの財務状況の著しい悪化その他各構成員のいずれかの責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。
- 2 事業者が市に対し公共施設を引き渡す前に前項の規定により本事業契約が解除された場合には、市は事業者に対し指名停止等の措置を講じるものとし、事業者は別紙6に定める施設整備業務及び開業準備業務に係るサービス対価に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額の10パーセントに相当する金額を違約金として市に支払わなければならない。ただし、市が第78条に規定する契約保証金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合には、当該受領金等を違約金に充当する。
 - 3 市は、公共施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を出来形部分の評価額（新たな事業者が出来形を引き継いで本事業を完了させるために市において要する一切の費用（事業者以外の者に発注することに要する手続費用を含む。）を、本件業務に係るサービス対価から控除した残額）に相当するサービス対価を支払い、出来形部分の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、当該出来形部分の評価額と前項の違約金を対当額で相殺することにより決済することができるものとする。
 - 4 市は、前項に規定する相殺後の出来形部分を、市の選択により、一括払又は分割払により支払うものとし、市と事業者は、分割払の場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
 - 5 前項の場合において、市が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、市

は、当該超過した額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市が公共施設の出来形部分の引き渡しを受ける場合には、当該出来形部分の評価額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

- 6 第2項の場合において、市が公共施設の出来形部分の引渡しを受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本事業の実施場所を原状回復した上で市に明け渡さなければならぬ。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は事業者に代わって原状回復を行うことができ（ただし市はかかる義務を負わない。）、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を事業者に求償することができる。
- 7 事業者から市に対する公共施設の引渡し後に、第1項の規定により本事業契約が解除された場合、市は事業者を指名停止等の措置を講じるものとし、事業者は、維持管理期間開始日の属する年の翌年度1年分の維持管理及び運營業務に係るサービス対価に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額の10パーセントに相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、当該超過した額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 8 事業者から市に対する公共施設の引渡し後に、第1項の規定により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（公共施設の帰属を含むがこれに限らない。）は当該解除により影響を受けないものとする。
- 9 前各項の規定により事業者が違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合において、同一の事由により構成員が基本協定書により違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合には、その範囲で事業者の債務と構成員の債務とは連帯債務になるものとする。

（市の債務不履行による契約解除）

第71条 事業者は契約期間において、市が本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合は、市に対し書面で通知することにより本事業契約を解除することができる。

- 2 事業者が市に対し公共施設を引き渡す前に前項の規定により本事業契約が解除された場合で、公共施設の出来形部分が存在するときは、市は、これを検査の上、検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとする。この場合において、市は、当該出来形部分に相応し事業者が要した費用を、市の選択により、一括払又は分割払によって支払うものとし、市及び事業者は、分割払の場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 3 市は、前項の規定により本事業契約が解除された場合には、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用（事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を賠償する。
- 4 前条第8項の規定は、本条の解除に準用する。

（任意解除権の留保）

第72条 市は、理由のいかんを問わず、180日以上前に事業者に対し通知した上で、本事業契約を解除することができる。ただし、既に公共施設が市に引渡し済みであるときは、市は、事業者が履行済みの部分については解除することができないものとし、事業者に対

し、第62条の規定による施設整備業務及び開業準備業務に係るサービス対価と第64条の規定による維持管理及び運營業務に係るサービス対価のうち履行済みの維持管理及び運營業務に係るサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

2 事業者は、公共施設が市に引き渡される前に、前項の規定により本事業契約を解除した場合には、速やかに本事業の実施場所を全て工事着工前の原状に復した上、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議し、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

3 公共施設が市に引き渡される前に、第1項の規定により本事業契約が解除された場合に、市が事業者に対して、本事業の実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、本事業の実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該出来高に応じた設計・建設・工事監理業務に係る対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(法令変更による契約解除)

第73条 市は、契約期間において、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する公共施設の引渡しの前に本条の規定により本事業契約が解除された場合で、公共施設の出来形部分が存在する場合は、市は、これを検査の上、その全部又は一部の引渡しを受ける。この場合において、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払又は分割払によって支払うものとし、市及び事業者は、分割払の場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第70条第8項の規定は、本条の解除に準用する。

(不可抗力による契約解除)

第74条 市は、契約期間において、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する公共施設の引渡しの前に本条の規定により本事業契約が解除された場合で、公共施設の出来形部分が存在する場合は、市は、これを検査の上、その全部又は一部の引渡しを受ける。この場合において、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払又は分割払によって支払う。市及び事業者は、分割払の場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第70条第8項の規定は、本条の解除に準用する。

6. その他内閣府令で定める事項

(1) 契約金額

¥3,092,325,199-

(うち消費税及び地方消費税 ¥279,759,764-)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。その場合には、市と事業者の間で、当該内容について、書面による確認を行う。

(2) 契約終了時の措置に関する事項

【安岡地区複合施設整備事業 事業契約書（抄）】

(事業関係終了に際しての処置)

第75条 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本事業の実施場所又は公共施設に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置について、市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当な期間内に当該の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって処分し、修復し、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市が当該処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、要求水準書等に従って事業期間終了時の措置を行うとともに、市が公共施設を維持管理するために必要な資料を全て引き渡さなければならない。

(終了手続の費用負担)

第76条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。

以上